

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第二章 労働時間

労働時間

労働省調査の「毎月勤労統計調査」結果によると、全産業平均の一人一ヵ月当り実働時間は一九五一年平均では一九二・二時間となり、前年よりも一・五%の増加を示した。これは主として所定外労働時間の増加によるもので、所定内労働時間の〇・五時間(〇・四%)の増加に対し、所定外労働時間は二・二時間(一四・五%)の著しい増加を示している。このため総労働時間中に占める割合も一九五〇年の八%が一九五一年には九%と一%の上昇となった。

産業別に一九五一年の年間平均一人一ヵ月当り実労働時間数を一九五〇年と比較すると次のごとくである。

	一九五〇年	一九五一年	対前年比(%)
全産業	一八九・四	一九二・二	一・五
所定内業	一七四・二	一七四・九	〇・四
所定外	一五・二	一七・四	一四・五
鉱業	一八六・五	一九〇・〇	一・九
所定内	一六七・三	一六八・五	〇・七
所定外	一九・二	二一・五	一二・〇
製造業	一八九・〇	一九二・八	二・〇
所定内	一七四・四	一七五・七	〇・七
所定外内	一四・六	一七・一	一七・一
卸・小売業	一八五・九	一八五・八	(-)〇・一
所定内	一七三・六	一七五・四	一・〇
所定外	一二・三	一〇・四	(-)一五・四
金融・保険	一七二・二	一七二・三	一・〇
所定内	一六〇・二	一五九・二	(-)〇・六
所定外	一二・〇	一三・一	九・二
運輸・通信	一九五・六	一九五・七	〇・一
その他の公益			
所定内	一八一・二	一七七・八	(-)一・九
所定外	一四・四	一八・〇	二五・〇

(註)一九五〇年一〇月から産業分類が変わったため、運輸・通信その他の公益事業の同年九月以前は運輸・通信業のみである。また、ここで所定内労働時間とは事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の労働時間のことであって、所定外労働時間とは早出、残業、臨時、呼出、休日出勤等の労働時間のことである。

これによると前年より総労働時間の増加した産業は製造業と鉱業で、いずれも約二%の増加となっている。その他の産業は、金融・保険、運輸・通信業が各〇・一%の増、卸・小売業が〇・一%の減で殆んど変化していない。しかし、これを所定内外労働時間別にみると、いずれの産業においても一様に所定外労働時間の増加が目立っている。製造業および鉱業では所定内労働時間は共に〇・

七%の微増だが、所定外の方は前者が一七・一%、後者は一二%の顕著な増加となっており、金融・保険、運輸・通信業においてもそれぞれ九・二%、二五%の増加を示している。但し、卸・小売業のみは所定内労働時間の一%増加に対し、所定外は一五・四%の大幅な減少を示しており、所定内労働時間の減少をみた金融・保険、運輸・通信業と正反対の傾向となっている。なお、所定外労働時間の総労働時間中に占める割合をみると、一九五一年の産業別では鉱業の一・三%が最も多く、次は運輸通信その他の公益事業の九・一%、以下製造業八・九%、金融・保険業七・六%の順で、最低は卸・小売業の五・六%である(第九四・九五表)。

次に、一日当り平均就業時間、休日、休暇の状況を日本鉄鋼連盟労働局が一九五一年五月末日現在で実施した「就業時間、休日、休暇の調査」結果によってみよう。同調査の結果は鉄鋼関係工場一五五工場に調査を依頼して、回答を寄せた一一二工場についてまとめられたものである。

(註)戦前、わが国における労働者の労働時間、休憩および休日については一般的な規定がなく、工場労働者、鉱山労働者、商業労働者等について個々別々に定められていた。しかも、その規定は原則として女子および年少者のみを対象としたものであった。戦後施行された労働基準法では、その第四章第三一条から第四二条にわたって、労働時間、休憩、休日および年次有給休暇についての一般的基準を規定している。その規定は基準法第八条にかかげる一号から一七号まで(六号農林業、七号畜産・水産事業所を除く)の殆んど全産業の労働者に適用される。基準法第六章では特に女子および年少者の労働時間と休日について規定している。

就業時間

まず所定就業時間についてみると(第九六表)、休憩時間を含めて最も短いもの七時間四五分、最も長いもの九時間であるが、大多数(七五%)の工場はいわゆる拘束八時間制をとっている。長時間制を行っているのは概して小規模工場に多いが右の所定就業時間中、実働時間七時間のもものが総数の五三%で約半数を占め、七時間一五分がそれに次いで二一・五%である。労働基準法が基準として定めている実働八時間制を布く工場は総数の一二%を数えるにすぎず、しかも実施工場は比較的小規模工場であるが、その他の工場でも協約を更新した場合に、逐次この実働八時間制を採り入れつつあることが注目される。

休憩時間は一時間が六四・四%で過半を占め、次いで四五分が三二%となっており、その他の場合は僅少である。以上三者を通観すると、就業時間は次の五つの型に大別されるが、その中で拘束八時間・実働七時間制が最も広く行われているといえる。

	所定就業時間	実働時間	休憩時間	実施工場数	構成比(%)
一	八時間	七時間	一時間	五八	五一・七
二	八時間	七時間一五分	四五分	二四	二一・五
三	九時間	八時間	一時間	八	七・一
四	八時間四五分	八時間	四五分	七	六・三
五	八時間三〇分	七時間三〇分	一時間	六	五・四
六	その他		九	八・〇	
計			一二二	一〇〇・〇	

次に、就業前後の準備時間に就いてみると、就業時間外扱とするもの五二%、就業時間内に含めるもの四八%で相半ばしているが、就業時間に含まれるものの中では賃金の対象とするもののがその過半を占め、残余の工場では賃金の対象としていない。なお、就業時間に関する関係工場の意見として、現状で可とするもの六一・七%、実働八時間制の実施希望をもつもの三五・六%、その他の方法によって時間延長希望二・七%であった。

休日

一九五一年中における週休日五二日を含め、年間六一日以上六五日までの工場が七六・八%、六〇日以下の工場一四・三%、六六日以上七〇日迄七・一%、七一日以上一・八%で最低五六日、最高七一日、平均六三日となっている。これは主として年間九日に及ぶ国民祝日年末年始、地方祭礼の採り上げ方によって差を生じているわけであるが、右については、休日の現状を可としつつも、五月の祝日を分散したいとするもの、成人の日、勤労感謝の日を廃したい等の意向が散見され、更に年間六〇日位に縮小整理したいという意向が大分強いようである。また、メーデー廃止をのぞむ工場も二、三あった(第九七表)。

有給休暇

最高二六日および二二日という工場を除けば、例外なく労働基準法の限度二〇日をもって最高日数としているか、勤続一年未満の者についても殆んどがその勤続日数に応じて別に休暇を支給していて、第九八表においてはその点から労働基準法の二〇日を上廻るという結果になっている。

有給休暇については現行でよいとするもの六四・二%、縮小整理を希望するもの三二・二%で、そのうちには買上希望、一年で打切り等の意見が多数あり、また、新規採用者に対して労働基準法の程度に削減したいとする意向が強いようだ。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
